

みんなでごみをヘラスンジャー♪ごみを正しく分別することは、ごみを適正に処理するためにとても大切です。さらに、買い物などの日々の生活で、できるだけごみを出さないように意識していくことも、大切です。

◇市報は5日・20日(1月と10月は1日・20日)に発行します。すべての世帯のポストに直接配布するほか、市の施設、市内の各駅・郵便局・スーパーマーケットなどでも配布します。また、小平市ホームページにも掲載しています。市報が届かない場合などは、コールセンター ☎0120(944)900へご連絡ください。

地区まちづくり審議会 委員を募集

応募資格 市内に1年以上住所を有している方 ※ほかの審議会などの公募委員は応募できません。3人 内容 小平市地区まちづくり審議会への出席および地区まちづくりに関する重要事項の審議



内容 東京都水道局が行う小平市内・立川市内でのこれまでの水路・のり面保全のための樹木のせんてい・伐採の作業報告、今後の予定の説明 申込み 当日、会場へ 問合せ 東京都水道局経理部 ☎03(5320)6388、水と緑と公園課 ☎042(346)9830

支給時期 前期は10月末、後期は3月末

自衛官募集

航空学生(パイロット養成) 応募資格 海上は18歳以上23歳未満、航空は18歳以上21歳未満の高校卒業(見込みを含む)の方 試験日(一次)9月17日(月・祝) 試験日(二次)9月21日(金) 試験日(一次)9月21日(金) 試験日(二次)9月21日(金) 試験日(一次)9月21日(金) 試験日(二次)9月21日(金)

官民境界等先行調査にご理解ご協力を

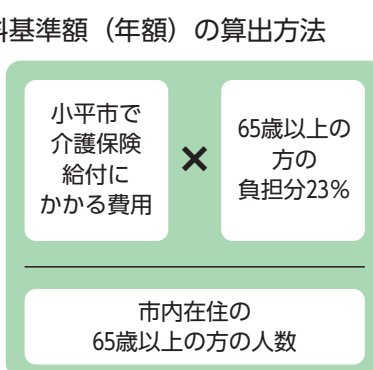
市では、国土調査法に基づく官民境界等先行調査を実施しています。この調査は、市が管理している道路やその他公共用地に接する私有地との境界を街区単位で調査するものです。調査では、土地所有者の方の立ち会いが必要となります。ご理解ご協力をお願いします。

平成30年度から 介護保険 保険料を改定

介護保険料は、3年ごとに見直す介護保険事業計画に基づき、介護サービスにかかる費用などから基準額を算出し、所得に応じて設定されます。併い、市の介護給付費も増加していることから、平成30年度から32年度までの保険料基準月額を5千円から5千300円に改定しました。 ※平成30年度の保険料は、平成29年中の所得などによって決定されます。

史跡玉川上水 整備活用のための作業説明会

とき 7月26日(木) 午後7時～8時30分 ところ 上水新町地域センター



介護保険料決定通知書の算出方法 65歳以上の方の負担分23% × 市内在住の65歳以上の方の人数 = 介護保険料決定通知書の算出方法

介護保険料は、3年ごとに見直す介護保険事業計画に基づき、介護サービスにかかる費用などから基準額を算出し、所得に応じて設定されます。併い、市の介護給付費も増加していることから、平成30年度から32年度までの保険料基準月額を5千円から5千300円に改定しました。

ブロック塀改修費用を補助

対象 撤去：道路に面している、高さが1メートル以上であり、倒壊のおそれがあると判断されるブロック塀などの撤去に、倒壊の防止に十分配慮した安全な塀などの築造 改修：撤去：経費の9割以内(1割当たり6千円、限度12万円) 補助金額 撤去：経費の9割以内(1割当たり6千円、限度12万円) 改修：経費と1割当たり3万円を比較し、少ない額の5割以内(限度30万円) 木造住宅の耐震診断費用を補助 対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、特定の診断機関による耐震診断を実施するもの 補助金額 診断費用の2分の1に相当する額(限度5万円) 木造住宅の耐震改修費用を補助 対象 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震基準を満たす耐震改修工事を実施するもの 補助金額 改修費用の3分の1に相当する額(限度60万円)

北多摩北部保健医療圏 地域保健医療推進プラン(案)のご意見を

小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の保健医療福祉関係者などで構成する北多摩北部地域保健医療協議会では、北多摩北部保健医療圏地域保健医療推進プラン(案)をまとめました。案のご意見は、7月15日(日)までに、送付またはファックス(電子メールで住所、性別、年齢、職業を記入)のうえ、問合せ先に提出できます(電話不可)。 ※法人の場合は、所在地、業種を記入してください。 ※プラン(案)など、詳しくは東京都多摩小平保健所情報ルーム、またはホームページをご覧ください。 HP検索 東京都多摩小平保健所企画課 問合せ 東京都多摩小平保健所企画課 問合せ 企画調整班 ☎187-0000 2 花小金井1-31-24 FAX 042(450)6601 ☎80000351 section.metro.tkyojp

私立幼稚園児の保護者に 補助金を交付

平成30年度の幼稚園就園奨励費補助金と私立幼稚園等園児保護者補助金の申請を受け付けます。補助金の概要などは下表のとおりです。

要介護・要支援認定等を受けている方へ 介護保険 負担割合合証を発送 要介護・要支援認定等を受けている方に、8月1日以降適用の介護保険負担割合合証を7月6日(金)に発送します。届きましたら、サービス事業者や施設への提示をお願いします。

国民健康保険 高額療養費 自己負担限度額 などを変更 70歳以上の自己負担限度額を変更 医療機関などの窓口で高額な支払いとなった場合は、あとから申請することで自己負担限度額を超えた額が払い戻される高額療養費制度があります。

8月から自己負担額が変わります 7月31日まで 8月1日から 所得区分 外来のみ(個人ごと) 外来+入院(世帯ごと) 所得区分 外来のみ(個人ごと) 外来+入院(世帯ごと)

サマージャンボ

収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために使われます。 発売期間 7月9日(月)～8月3日(金) 発売場所 全国の宝くじ売場 抽せん日 8月14日(火) 賞金 1等5億円、前後賞各1億円ほか

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。 ◆公民館運営審議会 とき 7月17日(火) 午後2時から 中央公民館会議室 申込み 当日、午後1時50分から、会場受付(申込み多数の場合は抽選) ◆教育委員会定例会 とき 7月19日(木) 午後2時から 市役所6階大会議室 定員 20人

8月からは、70歳以上の住民税課税の⑤・⑥ ※8月からは、70歳以上の現役並み所得者I・IIの方(左表の②・③)も対象になります。 ※住民税非課税の方は、限度額適用・食事療養標準負担額減額認定証を提示すると、入院時の食事代の自己負担額が軽減されます。 ※国民健康保険税の滞納がある場合は、限度額適用認定証を交付できないことがあります。

8月は限度額適用認定証の更新月 限度額適用認定証の更新は毎年8月1日です。 国民健康保険に加入して現在すでに認定証をお持ちの方には、67歳以上の非課税世帯の方(左表) ※1 現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得が145万円以上ある70歳以上の国保加入者(後期高齢者医療制度加入者)がいる方をいいます。ただし、収入合計額が単身世帯の場合383万円、2人以上世帯の場合520万円に満たない場合、申請により区分が一般となります。 ※2 低所得IIとは、住民税非課税世帯に属する方をいいます。 ※3 低所得Iとは、住民税非課税世帯に属する方で、年金以外の所得が0円で、かつ年金収入がある場合は各人の年金収入が80万円以下の世帯の方をいいます。 ※4 多数回該当とは、過去1年間に3回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降に適用される自己負担限度額です。

国民健康保険 高齢受給者証を発送

70歳から74歳までの国民健康保険に加入している方が使用できる高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。前年の所得に応じて一部負担金の割合を再決定し、8月1日から使用できる高齢受給者証を7月中旬に発送します。 医療機関では、保険証と高齢受給者証を合わせて提示してください。

熱中症対策 猛暑時は公共施設へ

日中、猛暑時の一時的な避難場所として、地域センター、ほのぼの館さわやか館、福祉会館などの施設を9月14日(金)まで開放します。 問合せ 健康センター ☎042(346)3700

家族介護教室 笑いヨガ 介護ストレスを、笑いと呼吸を整える運動で発散させませんか。 とき 7月23日(月) 午後2時～3時30分 ところ 小川ホーム 定員 30人 申込み 地域包括支援センター小川ホームへ(先着順) ☎042(347)6033

今月の税 7月 固定資産税・都市計画税(第2期) 国民健康保険税(納税通知書は、7月6日(金)に発送します) ◆空き家等対策計画検討委員会 とき 7月27日(金) 午後2時から 市役所6階600会議室 申込み 当日、会場へ申込み多数の場合は抽選) ◆文化財保護審議会 とき 7月26日(木) 午後1時30分から 市役所6階600会議室 申込み 当日、午後1時40分から、会場受付(先着順) 問合せ 地域安全課 ☎042(346)9614 問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

ふれあい食体験

親子で料理を楽しみませんか。 ところ 健康センター 申込み 健康センターへ(先着順) ☎042(346)3701 ◆小学生にここクッキング とき 7月27日(金) 午前10時～午後0時30分 午前9時45分受付 対象 市内在住の小学3年～6年生(保護者の見学可) 定員 25人 内容 講話、調理実習 持ち物 エプロン、三角巾 ◆ここにご教室 とき 8月7日(火) 午前10時～正午 午前9時45分受付 対象 市内在住の2歳6か月～3歳6か月の子どもと保護者 定員 20組 内容 講話、調理実習、個別相談 持ち物 エプロン、三角巾、母子健康手帳

休日急急診療・準夜急急診療(内科・小児科) 日程 診療時間 名称 所在地 電話番号 休日急急診療 日曜日、祝日、年末年始 午前9時～午後5時 小平市医師会応急診療所 学園東町1-19-12(健康センター内) 042(346)3706(左記診療時間内) 準夜急急診療 月曜～日曜日(年中無休) 午後7時30分～10時30分(受付は10時15分まで) 休日歯科急急診療(診療時間:午前9時～午後5時) 日程 医療機関名 所在地 電話番号 7月8日(日) みその歯科 美園町1-2-16 042(347)3680 7月15日(日) 中澤歯科医院 津田町3-40-12 042(341)0025 7月16日(月・祝) 尚原歯科医院 学園西町2-18-3 042(341)9432 ※車でお越しの際は、必ずお問い合わせください。また、医療機関は変更になる場合があります。

東京都による救急診療などの相談・案内 東京消防庁救急相談センター #7119(携帯電話、PHS、プッシュ回線から) 救急車を呼ぶべきか迷った場合の相談・24時間 小平消防署病院・診療所案内 042(341)0119 救急医療機関の案内・24時間 東京都医療機関案内サービス(ひまわり) 03(5272)0303 診療中の医療機関の案内・24時間